

赤い羽根こころつなぐ助成事業 説明書



目次

1. 助成事業の目的	1
2. 助成事業の概要	2～3
3. 申請手順	4
4. 報告手順	5
5. 助成金の返還	6
6. 審査方法	6
7. その他	6

1. 助成事業の目的

共同募金は、昭和 22（1947）年に市民が主体の民間運動として始まりました。はじめは戦争孤児の救済のため、被災した福祉施設を中心に支援が行われました。現在は「社会福祉法」に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に全国各地で共同募金運動が展開されています。

東海村においても、“誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり”を目指し、地域住民の理解と協力を得ながら共同募金運動を展開しています。その一環として、社会福祉法人茨城県共同募金会東海村共同募金委員会（以下「本会」という。）では、村内で住民や団体等が主体的に行う地域福祉の推進を図るための社会福祉活動（以下、「地域福祉活動」という。）の普及・発展を目的として、赤い羽根こころつなぐ助成事業（以下「本事業」という。）を実施します。

なお、本事業は地域住民からの寄付金である共同募金（赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金）を助成することで、地域福祉活動を財源面から支援するものです。助成を受けた団体には、共同募金運動に対する理解を深めることと、東海村において地域福祉活動を普及・発展させ、“誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり”に寄与することを期待します。

2. 助成事業の概要

(1) 対象団体（以下全てに該当すること）

- ① 東海村内に所在があること。
- ② 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- ③ 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- ④ その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- ⑤ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- ⑥ 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- ⑦ 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

(2) 対象事業

- 福祉に対する意識の向上を図る活動
- 社会参加や交流を深める福祉コミュニティづくり活動
- 支援を必要とする方の生活をサポートする活動
- 福祉・ボランティア活動を啓発・育成する活動
- その他、地域の福祉課題解決に取り組む活動

(3) 対象外事業

- 営利活動や政治、宗教等の運動のための手段として行われている事業
- 国または地方公共団体が設置（自治会を除く）かつ経営（委託を含む）し、若しくはその責任に属されるとみなされる事業
- 他団体への助成を目的とする事業
- 団体を運営するためにかかる人件費及び施設の維持管理費、組織運営費
- 当助成金以外の助成を既に受けている、または受ける予定のある事業経費
- 当助成金申請時に終了している事業
- その他、本会会長が不適當と認めるもの

(4) 助成対象経費

経費区分	内容(例)
消耗品費	講座の材料代, チラシ・案内文などの紙代, インク代
備品購入費	事業の実施に必要なである長期使用可能な物品(単価1万円以上)の購入(上限5万円)
賃借料	会場の使用料, 機材・車輛などのレンタル料, 駐車代
謝金	講演会, 講習会等の講師への謝礼
交通費	研修・視察の交通費及び宿泊料
印刷製本費	チラシ・案内文などの印刷費, コピー代, 写真プリント代
通信費	チラシ・案内文などの郵送料, 切手代
食糧費	事業の実施に必要な場合の食糧費, 調理する際に必要な食材費 ※弁当代は1人800円, 飲料代は1人140円まで
記念品代	原則対象外であるが, 事業の実施に必要な場合は対象 ※大会の賞品代や参加品代は対象外
保険料	原則対象外であるが, 社協で取り扱うボランティア行事用保険に登録できる団体や適用される事業については対象
研修費	視察研修や講座の開催などにかかる経費
その他	上記に当てはまらない事業の実施に必要な経費

(5) 助成対象外経費

経費区分	内容(例)
団体運営費	人件費, 家賃, 水道光熱費, 通信費(電話, インターネット), 会議費(総会, 役員会等)などの団体を運営するための経費
報酬・謝礼	団体会員に対する報酬, 謝礼
食糧費	事業の実施に必要と認められない飲食代, 食糧費のみの申請
慶弔費	祝儀・香典などの経費
その他	本会会長が不相当と認める経費

(6) 助成金額

- 事業1件につき10万円まで
 ※1団体, 年度2件まで(同一事業の申請は認めない)

- 助成率は、9/10以内

3. 申請手順

(1) 申請受付期間

期間	申請受付期間	審査委員会 開催時期	申請可能な事業の開催時期
第1期	12月1日～1月10日	2月	4月1日～3月31日
第2期	6月1日～7月10日	8月	9月1日～3月31日

(2) 申請書類

- 様式第1号 赤い羽根こころつなぐ助成金申請書
- 様式第2号 資金収支計画書
- 様式第3号 口座振替申請書

(3) 添付書類

- 団体規約（会則）
- 会員名簿
- 事業報告書・決算書
- 事業計画書・予算書

団体の承認が必要な場合は、後日提出してください。

(4) 申請手続き

- ① 本会ホームページ (<http://www.t-shakyo.or.jp/>) の上部にある『様式ダウンロード』をクリックして、『赤い羽根こころつなぐ助成金』から申請書類をダウンロードする。
または、総合福祉センター「絆」（東海村村松 2005 番地）内にある本会事務局にて申請書類を受け取る。
- ② 申請書類の各項目に内容を記入する。
※不明点は本会事務局（☎ 029-282-2804）へお問い合わせください
- ③ 添付書類を用意する。
- ④ 申請書類と添付書類に不備がないかを確認後、本会事務局へ持参する。

4. 報告手順

(1) 報告期間

事業完了後 1 か月以内

(2) 報告書類

- 様式第 5 号 赤い羽根こころつなぐ助成金報告書
- 様式第 6 号 資金収支決算書

(3) 添付書類

- 支出のわかる領収書等の写し

(4) データ提出書類（提出先：akaihane@t-shakyo.or.jp）

- 活動の様子がわかる写真（2～3枚）
 - ▶ 活動内容や参加者の表情がよくわかるもの
 - ▶ ホームページや広報紙等への掲載について、被写体の許可が得られているもの

(5) 報告手続き

- ① 本会ホームページ (<http://www.t-shakyo.or.jp/>) の上部にある『様式ダウンロード』をクリックして、『赤い羽根こころつなぐ助成金』から報告書類をダウンロードする。
または、総合福祉センター「絆」（東海村村松 2005 番地）内にある本会事務局にて報告書類を受け取る。
- ② 報告書類の各項目に内容を記入する。
※不明点は本会事務局（☎ 029-282-2804）へお問い合わせください
- ③ 添付書類を用意する。
- ④ データ提出書類を用意し、メールで 1 枚ずつ送る。
※ 3 MB（メガバイト）を超えるデータは受信できません
- ⑤ 報告書類と添付書類に不備がないかを確認後、本会事務局へ持参する。

5. 助成金の返還

次の場合は、助成金を返還していただきます。

- 助成金を申請事業以外に使用したとき
- 事業を実施することがないと認められるとき
- 交付した助成金額に残額が生じたとき
- 交付内容に偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

6. 審査方法

- ① 申請時に、申請書類と申請事業に関して聞き取りを行います。
- ② 実施要綱の別紙2「審査基準」を基に、村民の代表で構成する審査委員会に諮り、交付の可否を決定します。なお、申請団体に対しては、必要に応じて審査委員会への出席と申請事業に関する説明を求めます。

7. その他

(1) 広報活動

助成を受けた団体は、共同募金が身近な活動に役立てられていることを住民に伝えるため、事業を実施する際は共同募金の周知にご協力をお願いします。

詳しくは、実施要綱の別紙3「共同募金の広報」をご確認ください。

(2) 情報公開

共同募金運動及び地域福祉活動の周知・啓発のため、助成申請書等に記載された個人情報（申請者住所又は所在地）を除き、必要に応じてホームページや広報紙に掲載します。

(例) 団体名、活動内容、助成金額、活動写真、ありがとうメッセージ等

(別紙2) 審査基準				
	評価項目	説明	指標	点数
基礎点	妥当性	事業の目的・内容が、『赤い羽根ころつなく助成事業』の趣旨に合致しているか	いない・いる	0～1
	企画力	解決しようとしている課題を明確に捉えた上で、整合性のある事業内容となっているか	いない・いる	0～1
	実現可能性	実現可能な事業内容になっているか	いない・いる	0～1
	資金計画	申請事業に関する資金収支計画は適切であるか	不適切・適切	0～1
	公平性	申請事業の成果が、特定個人ではなく地域社会に還元される見込みがあるか	ない・ある	0～1
加算点	課題解決力	様々な分野の組織・機関等と連携を図り、また協力を得て、課題解決のため取り組む姿勢が見られるか	全く見られない → 十分見られる	0～3
	創意工夫力	企画から周知、実施までのプロセスに工夫があるか	全くない → 十分ある	0～3
	ネットワーク性	申請事業を実施することで、地域住民や関係団体との新たなつながりが広がる見込みがあるか	全く見られない → 十分見られる	0～3
	住民理解	事業の目的・内容・助成金額が、地域住民（寄付者）の理解・納得を得られるものか	全く得られない → 十分得られる	0～3
	募金への協力	申請団体が共同募金運動へ協力する姿勢が見られるか	全く見られない → 十分見られる	0～3

(別紙3) 共同募金の広報

『赤い羽根こころつなぐ助成金』は、地域の皆さまから寄せられた“共同募金”（赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金）を活用した助成金です。共同募金が身近な活動に役立てられていることを住民に伝えるため、事業を実施する際は共同募金の周知にご協力をお願いします。

1. PR文章とロゴマークの掲載

事業のチラシ・案内文・当日資料等の配布物に、助成金を受けたことを説明するPR文章とロゴマークを掲載し、団体の会員や参加者などへ共同募金を周知してください。

(例)

この事業は共同募金の
助成金により実施しています。



2. 共同募金の説明

行事・イベントの冒頭に助成金を受けたことを説明し、団体の会員や参加者などへ共同募金を周知してください。または、共同募金の『のぼり旗』を会場内へ設置してください。

※のぼり旗は社協で貸し出しています（無償）。事前にお申し付けください。

3. PRシールの貼付

助成金で購入した物品や記念品等にPRシールを貼付してください。

※PRシールは社協で配布しています（無料）。必要枚数をお申し付けください。

